

運 免 第 5 9 号  
令 和 2 年 4 月 2 0 日

地 域 課 長  
交 通 部 内 所 属 長 殿  
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長  
(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

緊急事態宣言の発令による運転免許関係業務の一部休止について

本年4月16日、新型コロナウイルス感染症のまん延により国民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、全国に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策として、下記のとおり運転免許関係業務の一部を休止するなどとしたので、各所属においては対応に万全を期されたい。

記

1 実施期間

令和2年4月22日から同年5月6日までの間

2 対象窓口

対象窓口は、青森自動車運転免許試験場、弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場、むつ自動車運転免許試験場、五所川原警察署、黒石警察署、十和田警察署、三沢警察署、野辺地警察署、つがる警察署、三戸警察署、鱒ヶ沢警察署、七戸警察署、青森南警察署、外ヶ浜警察署、五戸警察署、板柳警察署、大間警察署、平内交番、金木交番、大鰐交番及び全ての交番・駐在所とする。

3 休止業務

(1) 運転免許更新業務

(2) 委託業務

停止処分者講習、違反者講習

4 自粛を要請する業務

(1) 記載事項変更業務

(2) 運転免許自主返納、運転経歴証明書交付・再交付業務

(3) 学科・技能試験、その他試験業務（限定解除等を含む。）

(4) 国外免許・外国免許切替申請業務

(5) 委託業務

取消処分者講習

5 継続する業務

- (1) 運転免許の有効期間延長措置業務
- (2) 運転免許証再交付業務
- (3) 失効受験業務
- (4) 指定自動車教習所発行の卒業証明書及び修了証明書に係る技能試験免除期間の延長措置業務
- (5) 仮免許の有効期限延長措置業務

## 6 留意事項

申請者等から、休止又は自粛を要請する業務に関して相談を受けた場合には、個別具体的な事情を踏まえ、可能な限り特例的な対応を実施すること。

なお、こうした特例的な対応は飽くまで個別の対応とし、一般化は厳に慎むこと。

## 7 広報

本件について、県警ホームページに登載するほか、各試験場等の窓口においても広報文を掲示するなどして、県民への周知に努めること。

担当 運転免許課企画係